

任意継続保険のご案内

制 度：退職で被保険者の資格を喪失した後も、任意に被保険者資格を継続できる制度

対 象 者：当組合の被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること *就職予定のある方は下記**注意事項**を必ずご確認ください

申請期間：退職日の翌日から20日以内（20日以内に申請書類の提出と初回保険料の納入が必要）加入期間：最長2年間

申請書類：◇任意継続被保険者資格取得申請書

◇被扶養者異動届・・・被扶養者がいる場合のみ

保 険 料：■保険料額 任意継続被保険者の保険料は、事業主負担分も合わせて全額自己負担となります。

退職時の標準報酬月額と当組合の全被保険者の平均標準報酬月額を比べ、いずれか低い方が任意継続被保険者の標準報酬月額となり、この額に保険料率を乗じた額が保険料額となります。

翌年4月以降、全被保険者の平均標準報酬月額に変更があった場合は、標準報酬月額が変わる（保険料が変わる）ことがあります。また、保険料率の変更があった場合にも保険料が変わります。

■納付方法 支払方法は次の3つから申請時に選択します。（前納払いは若干割引となります）

①毎月払（当月分の保険料はその月の10日までに支払います）

②12ヵ月前納払い（4～翌3月分の年1回払い）

③6ヵ月前納払い（4～9月、10～翌3月分の年2回払い）

（注意事項）※初回保険料は前納できません（1ヵ月分をお支払いください）

※②、③は前納開始月の前月末までに支払う必要があります

※銀行振込手数料は自己負担となります

■納付先 初回保険料を下記の当組合口座に振り込んでください（ネットバンキング等も可能）

みずほ銀行 本所（ほんじょ）支店（普通）1404292 渡辺パイプ健康保険組合

※初回保険料の額については、健康保険組合までお問い合わせください

※2回目以降の保険料納付については保険証発送時にご案内します

介護保険料：介護保険料は、健康保険料に加算して徴収されます。対象者は以下の通りです。

第2号被保険者…40歳以上65歳未満で国内に住所を有している被保険者

特定被保険者…被保険者は40歳未満または65歳以上であるが被扶養者が第2号被保険者であり、国内に住所を有している場合

資格喪失：任意継続被保険者は、次のいずれかの事由に該当したときは、その資格を喪失することになります

①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき

②死亡したとき

③保険料を納付期限までに納付しないとき

④再就職により新しい健康保険の被保険者資格を取得したとき

⑤75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

⑥任意継続被保険者本人が脱退を希望したとき

利用制度：■健康診断・人間ドック

…在職中と同じ条件で受診できます。対象者には健康保険組合から実施案内をお送りします。

■インフルエンザ予防接種…補助金制度を利用できます。10月頃に当組合ホームページより案内します。

※いずれも、受診時（接種時）に当組合の任意継続被保険に加入中のままであることが条件です

注意事項：任意継続保険加入月に就職し、就職先の健康保険に加入した場合は同月の保険料の2重支払が発生します（同月得喪と言い、当組合と就職先から徴収）。退職後すぐに就職する場合は、国民健康保険への加入を検討してください。なお、加入翌月以降に就職した場合は保険料の2重払いは発生しません（2重で払っていた場合は当組合から還付します）。

問合わせ先：渡辺パイプ健康保険組合 TEL：03-6478-1342